

生	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 2 2 5 号  
令 和 4 年 1 2 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

迷惑電話撃退装置運用要綱の制定について

特殊詐欺被害防止対策の一環として、高齢者世帯等に対して特殊詐欺抑止対策電話装置を貸与し、運用しているところであるが、この度、その名称を「迷惑電話撃退装置」と改め、「迷惑電話撃退装置運用要綱」を制定し、令和5年1月1日から運用することとしたので、効果的かつ適正な運用に努められたい。

担当：生活安全企画課  
犯罪抑止対策係

迷惑電話撃退装置運用要綱

## 第1 目的

この要綱は、特殊詐欺等の被害に遭うおそれのある高齢者世帯等に、おおむね3か月間を期間として無償で迷惑電話撃退装置（以下、「電話装置」という。）を貸与・設置し、県民の被害防止の意識付けを促し、同装置の普及促進を図ることを目的とする。

## 第2 設置対象世帯

青森県内に居住し、次のいずれかに該当する世帯

- 1 満65歳以上の者のみで構成される世帯
- 2 その他、特に貸与が必要と認められる世帯（過去に特殊詐欺等の被害に遭った世帯や押収名簿搭載者の世帯、不審電話に悩んでいる世帯等をいう。）

## 第3 設置期間

おおむね3か月

## 第4 管理番号

電話装置に管理番号を付して生活安全企画課において一元管理する。  
各警察署への配分については、別途連絡する。

## 第5 設置要領

### 1 審査

利用希望者がいる場合には、別紙1「迷惑電話撃退装置貸出書」（以下、「貸出書」という。）の利用者情報について確認の上、利用者の居住地を管轄する警察署の生活安全係において、設置対象世帯に該当するか否かを審査する。

### 2 電話装置の設置

設置対象世帯に該当する場合には、貸出書に利用者情報を記載し、警察署の生活安全係が電話装置の設置を行う。

また、設置に際して、利用者から貸出書の太枠内に署名をもらうこと。

### 3 借用書の保管等

電話装置の設置日及び設置した電話装置の管理番号を貸出書に記載し、貸出書の写しを生活安全企画課に送付の上、原本を薄冊に編綴、保管すること。

## 第6 設置期間終了後の対応

### 1 電話装置の回収

設置期間は、設置日を初日としておおむね3か月間としており、設置期間満

了後おおむね2週間以内に電話装置を回収することとし、期間満了後も電話装置が放置されることのないよう留意すること。

## 2 電話装置の「撃退率」の確認

電話装置には、警告音を聞いて電話を切断した件数及び割合を「撃退率」として表示する機能を有しているものもある。

撃退した件数が全て不審電話とは限らないものの、警告音により電話を切断するという結果を数字によって確認することにより、電話装置の効果をより実感でき、回収後に自主的に電話装置を購入するなどの防犯対策を講じることが期待できるため、「撃退率」表示機能を有する電話装置の回収時には、利用者に「撃退率」を確認させること。

## 3 アンケートの実施

電話装置回収時には、別紙2「迷惑電話撃退装置アンケート」の回答を利用者に依頼し、回答用紙の写しを速やかに生活安全企画課に送付の上、原本を簿冊に編綴、保管すること。

なお、アンケートは、原則として設置期間満了後の電話装置回収時に実施するものとするが、期間満了前に電話装置の撤去を希望した利用者に対しては、電話装置撤去時にアンケートを実施すること。

## 4 初期化によるデータの削除

電話装置回収時には、設定を初期化し、電話装置内に設置世帯に関する音声データ等が残っていないことを設置世帯者に確認させること。

## 第7 設置期間の延長

利用者が設置期間の延長を希望した場合は、警察署における電話装置の貸出し状況等を勘案の上、さらに3か月間期間を延長して設置することができるものとする。

設置期間満了日前に利用者に対して、設置期間を延長するか否か意向を確認し、設置期間の延長を希望した場合には、貸出書に延長申請日を記載すること。

## 第8 その他留意事項

### 1 関係書類の保存

警察署の生活安全係において備え付ける簿冊名、編綴する書類及び保存期間については、次のとおりとする。

簿冊名	編綴する書類	保存期間
	別紙1「迷惑電話撃退装置貸出書」	

## 2 利用希望者への適切な対応

電話装置の貸出し事業について広報することから、地域住民から電話装置に関する問い合わせがあった場合には、適切に対応すること。

## 3 故障時の対応

設置中の電話装置の故障を認知した場合は、速やかに予備の電話装置と交換の上、交換設置日及び設置した電話装置の管理番号を貸出書に記載すること。

また、故障した電話装置を生活安全企画課に送付するとともに、交換設置日及び設置した電話装置の管理番号を生活安全企画課に報告すること。

## 4 不足時の対応

警察署に配分された電話装置の数に不足が生じた場合は、生活安全企画課や他署配分の電話装置で対応することから、生活安全企画課に報告すること。

## 附則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

生	01	02	1年
( 年3月末まで保管)			

### 迷惑電話撃退装置貸出書

#### 【利用者情報】

住所			
ふりがな		電話	
氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	T・S	年	月 日生 ( 歳)
世帯状況	<input type="checkbox"/> 1 一人暮らし高齢者世帯		
	<input type="checkbox"/> 2 高齢者のみ世帯		
	<input type="checkbox"/> 3 日中高齢者のみとなる世帯		
	<input type="checkbox"/> 4 その他 ( )		
世帯構成	氏 名	利用者との続柄	年 齢
申請理由	<input type="checkbox"/> 1 特殊詐欺や悪質商法等の被害を受けたことがある。		
	<input type="checkbox"/> 2 特殊詐欺や悪徳商法等と思われる電話がかかってくる。		
	<input type="checkbox"/> 3 もしも被害に遭ったらと考えると不安になる。		
	<input type="checkbox"/> 4 その他		

迷惑電話撃退装置を借用します。
年 月 日
利用者名 _____

設置日
管理番号

交換設置日
管理番号

設置期間延長申請			
1	延長申請日	年	月 日
2	延長申請日	年	月 日
3	延長申請日	年	月 日
4	延長申請日	年	月 日

生	01	02	1年
( 年3月末まで保管)			

## 迷惑電話撃退装置アンケート

管理番号（回収時）	利用者	回収（回答）日 年 月 日
-----------	-----	------------------

撃退率	〔 着信数 件〕	〔 切断数 件〕	撃退率 %
-----	----------	----------	-------

アンケートにご協力をお願いします。（質問 1～7）  
最も近いと思うものに✓をつけてください。  
訪問した警察官の代書でもかまいません。

---

### 1 電話装置設置後、迷惑電話等の回数はどうなりましたか。

- 減った
- 増えた
- 変わらない

### 2 電話装置設置後、詐欺と思われる電話を受けましたか。

- 受けていない
- 受けた
- 被害にあった

### 3 電話装置設置後、特殊詐欺の被害に対する不安感は軽減されましたか。

- 軽減された
- 軽減されない
- 不安が増した

**4 今後も電話装置を設置したいと思いますか。**

- 有料でも設置したい →質問5・7へ
- 無料なら設置したい →質問5・7へ
- 設置したくない →質問6・7へ

**5 4で「有料でも設置したい」または「無料なら設置したい」と回答された方に質問です。**

設置したい理由として近いものを選んでください。(複数回答可)

- 不審電話等が減ったから
- 不安が解消されたから
- 家族等が安心しているから
- 詐欺等被害防止に効果があると思うから

**6 4で「設置したくない」と回答された方に質問です。**

設置したくない理由として近いものを選んでください。(複数回答可)

- 会話が録音されるのが嫌だから
- 知人等に対しても警告音が流れるから
- 今後はだまされないと思うから
- 詐欺等被害防止に効果がないと思うから

**7 今後、特殊詐欺の防犯対策にどのように取り組もうと思いますか。(複数回答可)**

- 防犯機能付き電話機を購入する
- ナンバーディスプレイサービスに加入する
- 常時、留守番電話設定にする
- 固定電話を廃止する
- もうだまされないと思う